[事案 2020-68] 配当金支払請求

· 令和 2 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

祝金等について、少なくとも設計書に記載された金額の半額を支払うよう求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和48年8月に契約した生存保険金付養老保険について、以下の理由により、平成18年、 平成23年、平成28年、令和3年の祝金および満期保険金について、少なくとも設計書に記載 された金額の半額を支払ってほしい。

- (1)募集時に募集人は、祝金はその時点の経済状況によって増減はあるが、絶対ゼロになることはないと説明した。
- (2) 募集人に対して、ゼロになるのであれば契約はしない旨を伝えたところ、募集人は、絶対ゼロはないと繰り返した。
- (3)募集人から、設計書と保険証券は契約書となるので満期まで大切に保管するように言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、募集人が「その時点の経済状況によって増減がある」と説明したことは認めており、募集人がゼロにはならないと説明したとは判断できない。
- (2)保険契約の内容は、約款により定まるものであって、仮に募集人が申立人の主張するような内容の説明をしていたとしても、それが契約内容となるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。